

南国市移住促進デジタルマーケティング活用事業業務公募型プロポーザル審査要領

1 趣旨

本要領は、南国市が実施する「南国市移住促進デジタルマーケティング活用事業業務委託」（以下「本業務」という。）に係る委託事業者の候補者を選定するために行うプロポーザルの審査について、必要な事項を定めるものである。

2 審査機関

本業務に係るプロポーザルの審査は、南国市移住促進デジタルマーケティング活用事業業務委託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

3 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号の全てを満たす事業者（以下「参加事業者」という。）を対象に行う。

- (1) 南国市移住促進デジタルマーケティング活用事業業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の「7 参加要件確認及び参加資格確認結果通知書の送付」に規定する参加資格確認結果通知書において、本市が本プロポーザルへの参加資格がある旨の通知をした者
- (2) 実施要領に定められた期日までに、実施要領の規定に適合する企画提案書及び必要な関係書類を提出した者

4 審査方法

- (1) 審査は、参加事業者から提出された企画提案書一式及び参加事業者による審査委員会でのプレゼンテーションに基づき行う。
- (2) プレゼンテーションは、次に掲げるところにより実施する。
 - ア 対面又はウェブ、参加事業者に都合の良いいずれかの方法により、非公開にて行う。
 - イ プレゼンテーションの時間は、1 参加事業者当たり 20 分以内とし、プレゼンテーション終了後、審査委員会の委員からの質疑の時間（10 分程度）を設ける。
 - ウ 審査委員会の会場への入室は、1 参加事業者当たり 3 名までとする。
 - エ プレゼンテーションの順番は、企画提案書が提出された順とし、別途お知らせする。なお、郵送提出による場合で、同日同タイミングで市に到着したときは、当該郵送提出をした業者間の順番については、市が抽選し、決定する。
 - オ 指定した審査開始時間に遅れた場合又は欠席した場合は、失格とする。
 - カ プレゼンテーションで利用できる資料は、あらかじめ提出した企画提案書一式のみとする。
- (3) 審査委員会の委員は、企画提案書一式及びプレゼンテーションに基づき、下記 5 の評価基準に基づき、評価・評点を行う。
- (4) 全ての参加事業者の審査終了後、各委員の審査結果を集計し、その評価合計点が最も高い者から順に委託事業者の候補者と次点者を選定する。

- (5) 審査の結果、評価合計点の最高点の者が同点で2人以上ある場合は、次の①により委託事業者の候補者と次点者を選定し、①も同じ場合は②、②も同じ場合は③、③も同じ場合は④により選定する。

①見積額がより安価な者

②下記5の評価基準のうち、「2 個別評価」の合計点数がより大きいもの

③下記5の評価基準のうち、「1 全体的評価」の合計点数がより大きいもの

④下記5の評価基準のうち、「3 業務遂行能力」の合計点数がより大きいもの

- (6) 評価合計点が60点以上の参加事業者がいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

- (7) 参加事業者が1者の場合であっても審査を行うものとし、その評価合計点が60点以上であったときは、当該参加事業者を契約候補者とする。

5 評価基準

審査における評価基準は、次の表のとおりとする。

項目		評価基準	配点
1 全体的 評価	事業の理解度	実施要領及び仕様書の内容を理解し、わかりやすく、かつ、具体的な提案となっているか。	25
	内容の一貫性	ターゲット層の設定、ランディングページの作成、デジタル広告の配信内容（利用するメディア、配信方法、配信時期、期間等）について、一貫性があるか。	
2 個別評価	ランディングページの作成	仕様書に記載された項目が踏まえられた提案か。	20
		提案内容について、根拠が示され、かつ、本事業の目的・目標を達成するために有効か。	
	デジタル広告の配信	仕様書に記載された項目が踏まえられた提案か。	20
		提案内容について、根拠が示され、かつ、本事業の目的・目標を達成するために有効か。	
3 業務遂行能力	事業実績	同種業務の実績は十分か。	10
	実施体制	配置予定者の専門性・実績は十分か。	20
		委託者と綿密な意思疎通が図られる体制か。	
		スケジュール及び作業工程が明確で、無理のないものであるか。	
4 価格		見積額が予算の範囲内であり、ランニングコストを含め、仕様に掲げた業務経費がすべて計上されているか。また、積算内訳や根拠が明確に示されているか。	5